

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）第15条第1項の規定に基づき、市の処理施設へ持ち込んで処分することができる産業廃棄物及びその他持ち込みに関する事項を次のとおり定め、平成27年4月1日から適用する。

熊本市長 幸山政史

- 1 排出区域
熊本市全域
- 2 市の処理施設

名称	所在地
東部環境工場	熊本市東区戸島町2570番地
西部環境工場	熊本市西区域山薬師町2丁目12番1号
扇田環境センター	熊本市北区貢町1567番地

- 3 持ち込み基準

(1) 種類及び量

市の処理施設に持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量は、基本的に民間で処理が困難なものとし、次のとおりとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（環境工場に持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量）

産業廃棄物の種類	持ち込み可能量
汚泥（市の施設から排出されるものに限る。）	—
廃プラスチック類	200キログラムまで
動植物性残さ	1トンまで
紙くず（建設業に係るもの。）、繊維くず（建設業に係るもの。）	合計1トンまで

（扇田環境センターに持ち込むことができる産業廃棄物の種類及び量）

産業廃棄物の種類	持ち込み可能量
燃えがら（市の施設から排出されるものに限る。）	—
廃プラスチック類（環境工場で処理困難なものに限る。）、金属くず（他廃棄物と密着不可分なものに限る。）、ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード及び水銀を含む廃蛍光管を除く。）	合計1トンまで

※持ち込み可能量は、1排出事業者又は1産業廃棄物収集運搬業者が1日に持ち込める量

(2) その他の基準

(1)に示すものであっても、次のものは持ち込むことはできない。

- ア 資源化できるもの
- イ 市の処理施設で処分が困難なもの
- ウ PCBが付着又は封入されているもの
- エ 爆発などの危険性のあるもの
- オ 医療関係機関から排出されるものについては、感染の恐れがあるもの
- カ 有害物質を含むもの
- キ 汚泥については、含水率85パーセント以上のもの
- ク 自動車等を破砕したもの（シュレッダーダスト）
- ケ 水銀が付着又は封入されているもの

4 持ち込み日

1月4日から12月28日まで（ただし、日曜日を除く）。

5 持ち込み時間

午前8時30分から午後4時30分まで

6 手数料の支払方法

現金又は廃棄物処理券による支払い

7 処分方法

焼却又は埋立

8 事前承認が必要な事業者

医療・保健衛生業の事業者

9 その他の順守事項

- (1) 環境工場においては、最大積載量が4トン以下の車両で持ち込むこと。
- (2) 市の処理施設内においては、受入検査に協力し、係員の指示に従うこと。
- (3) 市の処理施設で産業廃棄物を処分しようとする排出事業者は、市と委託契約を結ぶこと。
- (4) 市の処理施設で産業廃棄物を処分する際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。